経営研究会

損税は厚労大臣の裁量の範囲？

原告が語る！消費税違憲訴訟

7月21日、税対経営部は経営研究会を開催。「〝正念場〟を迎える医療機関の消費税問題～消費税訴訟に触れて～」をテーマに、尼崎中央病院理事長、兵庫県民間病院協会副会長の吉田静雄氏が講演した。氏は、「保険診療にかかる消費税は非課税扱いとされ、実質的な消費税負担を医療機関が被っているのは、憲法違反」と訴えている兵庫県の4病院の原告代表。10月16日の判決前の講演となる。当日は、医療関係者及びマスコミなど25名が参加した。

吉田静雄氏

消費税法の免税、非課税の違いは説明不能？

吉田氏は冒頭、消費税法で「免税」と「非課税」を英訳すると、どちらもtax freeまたはtax exemptionで、両者の違いを明確に表現できないと指摘した。海外への輸出企業が、免税扱いとなり、仕入税額控除により全額消費税分が還付されている実態に触れ、「なぜ、医療の非課税扱いでは仕入税額控除が認められないのか」と非課税と免税を消費税法で区分したことに疑問を投げかけた。

また、マイナス改定により、診療報酬に上乗せされたとする過去の36項目も、項目の廃止、包括等により、1・53％の上乗せ分が形骸化している点も指摘した（右表）。

さらに、「そもそも、薬価は消費税分を含んだ診療報酬の設定になっており、患者は消費税を実質払っていることになる」とし、〝非課税〟すら成り立っていないと矛盾を指摘。氏は、「平成元年の消費税法が成立する際、日本医師会をはじめ病院団体、医療関係者は、消費税の非課税・免税の仕組みが理解できていなかった」と話し、「当時の大蔵省に騙された感がある」と言及した。

〝損税負担はあるが法的負担はない〟の怪

氏は、医療に関する消費税非課税制度は、欠陥税制であるとし、①診療報酬に消費税分を公平、適正に上乗せするのは技術的に不可能、②憲法14条〝平等の原則〟、同22条〝特別な負担〟、同29条〝財産権の不当な侵害〟に違反、③非課税としながら国民は消費税を負担している、⑤諸外国では医療は非課税であるが、還元されるシステムがある等―の5点を指摘。医療機関にも「仕入税額控除」ができるよう法律改正が必要であると訴えた。

加えて、8回開かれた公判の中で、国が医療機関の実質的な損税負担があることを認めた上で、「実質的な負担はあるが、法的負担はないので憲法に違反しない」とし、「多少の負担は、厚生労働大臣の裁量権の範囲内である」と主張したことを参加者に紹介。氏は、「驚天動地の見解だ」と一蹴した。

〝インボイス導入に財界反対〟の怪

講演後のフリー討論の席上、当日参加した、元朝日新聞編集委員で医療ジャーナリストの田辺功氏は、「諸外国の医療への消費税は、非課税扱いだが、多くが公立であったり、還元システムがあることで実質的な損税負担が無い」と参加者に紹介。「日本は90％以上が民間医療機関で、損税負担は大きい」と、諸外国と日本で〝非課税扱い〟の違う点を強調した。更に、仕入税額控除を受けるためには「インボイス制度（3枚複写：2枚は税務署と取引先に渡す）が必要となってくるが、売上げが国に捕捉されることへの抵抗が企業側にあるため、インボイス制度への財界の反対が背景にある」とし、医療の消費税課税化の難しさを指摘した。

最後に、吉田氏は、「医療に仕入税額控除ができる仕組みを政治家に強く求めていくと同時に、医療と消費税の問題を国民に医療側から広報をしていく運動が必要である」と訴えた。

診療報酬において補填された項目の現況

※平成2年の改定でマイナスされた12項目

	平成元年 消費税導入時の上乗せ改定項目	平成元年 上乗せ	平成元年 上乗せ後の点数	平成20年 点数
1	血液化学検査 5項目以上7項目以下	(+5)	195	100
2	血液化学検査 8項目又は9項目	(+5)	245	109
3	感染症血清反応 抗ストレプトリジン0価(ASO価)	(+5)	35	15※
4	血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白(定性)	(+5)	40	16※
5	血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白(定量)	(+5)	50	16※
6	細菌薬剤感受性検査 3系統薬剤以下	(+5)	145	算定方法変更
7	点滴回路加算	(+1)	15	包括化
8	中心静脈注射回路加算	(+1)	15	包括化
9	人工腎臓食事給与加算	(+1)	61	項目廃止
10	精神科デイ・ケア及び精神科ナイト・ケア食事給与加算	(+1)	46	48
11	基準寝具加算	(+1)	15	包括化
12	給食料	(+1)	136	包括化
	（老人）老人保健施設入所者基本療養費	(+660円)	210,660円	介護保険へ

	平成9年 消費税引き上げ時の上乗せ改定項目	平成9年 上乗せ	平成9年 上乗せ後の点数	平成20年 点数
1	入院環境料	(+4)	160	包括化
2	特定機能病院入院診療料 一定基準に適合しているもの	(+150)	1,050	包括化
	特定機能病院入院診療料 上記以外		600	
3	精神療養病棟入院料 精神療養病棟入院料(A)	(+4)	1,069	1,100
	精神療養病棟入院料 精神療養病棟入院料(B)		759	
4	特殊疾患療養病棟入院料 特殊疾患療養病棟入院料（Ⅰ）	(+4)	1,904	1,943
	特殊疾患療養病棟入院料 特殊疾患療養病棟入院料（Ⅱ）		1,504	1,570

※平成9年の改定24項目のうち4項目を抜粋

仕入税額控除

消費税額を計算する際、必要となる控除。事業主が国に納める消費税額は、売上時に受け取った消費税額から、事業に必要な材料・物品等の仕入れに支払った消費税額を差し引いて求める。仕入れに払った消費税が多かった場合、国から払いすぎた分の還付申告をすることで受けることができる。

消費税訴訟―神戸地方裁判所

2010年9月、兵庫県民間病院協会に所属する4病院法人が、医療機関に過大な負担を強いる現行の消費税法は憲法に違反するとし、過去3年分に納めた消費税のうち計4,000万円の損害賠償を求め神戸地裁へ提訴した。すでに今年6月に結審し、10月16日に判決を迎える。

主張

終戦記念日に寄せて 原発より 平和憲法こそ輸出を

今年も暑い夏の終戦記念日を迎える。とりわけ今年はいつもの年より暑い夏になりそうだ。それは広がる脱原発の熱気だけではない。平和憲法自体が問われる夏になりそうであるからだ。

またゾロ自主防衛の解釈拡大や憲法改正の声が政治家や一部マスコミから聞こえ始めている。国際貢献や欠陥軍用機オスプレイの強行配備にみるように日米同盟強化の為に必要というわけだ。国際貢献とは血を流すことではないはずだ。

一方で新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立に続いて共通番号制など、運用次第で国民を管理、統制する法案が目白押しである。知らないうちに我われ国民は監視社会に追い込まれてしまう危険がある。監視社会となれば、単に監視されるだけではなく、政府は国民に対する情報操作もよりやり易くなるだろう。原発報道にみるように政府・財閥・マスコミは三位一体となって国民を欺こうとしている。このような情報操作・報道管制の動きは、戦前回帰の気配すら感じる。

戦後、自衛隊のイラクやインド洋への派遣など憲法に抵触する事案もあったが、幸い他国民を殺害したり、自衛隊員が戦場で死傷したりする最悪の事態は回避できてきた。これも平和憲法が一定歯止めとなっていると言えよう。この平和は先人たちの尊い犠牲の上に作られ、いわば血と涙で勝ち取ったものが日本国憲法である。

一部からは隣国の脅威を殊更に煽り、軍備の増強、自衛隊の軍への昇格を求める声が出ているが、東西冷戦時代の核軍拡競争が、如何に国力を落とす無駄で有害な政策であったか歴史が証明している。旧ソビエト連邦は軍拡と原発事故で瓦解し、またアメリカも膨大な赤字国家に転落し今もってその弁済に苦しんでいる。一旦、軍事力競争の輪に入れば、その拡大は歯止めが効かなくなるだろう。

今、世界は核戦争の脅威からはやや後退したように思えるが、新たに核の汚染・ゴミ問題という未曾有の問題を抱えている。これは地球規模で対処しなければならない問題である、否現代の人類では解決不可能な問題かも知れない。地域でイガミ合っている場合ではないはずだ。人類の英知を結集しなければならない問題である。今日この瞬間にも沢山の悲劇が生まれている。

今年は原水爆禁止世界大会と共にIPPNW（核戦争防止国際医師会議）の世界大会が広島で開催される。今年の終戦記念日を単なるメモリアルデーにするのではなく、平和な社会に飛躍させる一里塚としようではないか。原発の輸出ではなく平和憲法こそ輸出しよう。核汚染から地球を守る時間は、もう残されていないのだから。

理事会だより

第25期第19回理事会　7月12日（木）

【議長感想】

恒例の情勢報告では、4つの検討課題が示されたが、総務部会では十分な議論の必要があるという事で、当日は新しい試みで提案と議論の時間を設定、5分以上の余裕を持たせた形で議論された。

討論は県の黒岩知事による准看護師問題に集中、問題点は、准看護師が不足している中、黒岩知事の准看護師養成停止を方針にする必要があるのかという事で、理事長による緊急提案で会員に現場の声を聞くために緊急アンケートを実施する事となった。私のような歯科の理事者にも神奈川県内で今何が問題なのか改めて知る機会を得た。

大飯原発での再稼働問題に関して脱原発運動に向けて個々人がしっかりやるにしても、マスメディアの報道がない事が問題、再稼働されても怯まず声をあげていく必要がある等の意見が出された。なお諸会議でのお弁当の是非については多数決で〝必要あり〟が多数という結果となった。

その他、第57回定時総会のまとめ、理事懇談会について提案がなされ問題なく承認された。

（議長・馬場㊞）

第25期第3回 臨時評議員会のご案内

左記のとおり第25期第3回臨時評議員会を開催いたします。是非ご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

とき　9月8日（土）午後4時～5時30分

ところ　協会会議室

◇議事◇

第1号議案　2011年度決算の承認を求める件

第2号議案　会計監査報告

第3号議案　秋からの医療運動について

第4号議案　秋の会員増加推進月間について

その他

【懇親会】

とき　9月8日（土）午後5時40分～7時

2012年8月

神奈川県保険医協会

第25期評議員会

議長　吉田　正